

子どもの医療費助成制度の拡充などにつながる地方単独事業に係る国民健康保険の減額調整措置の見直しを求める意見書（案）

第 189 回国会において「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」の成立により、国民健康保険の財政基盤の強化や都道府県による財政運営に向けて具体的な改革作業が始まると思われま

す。改革に当たっては、国と地方の協議により、地方単独事業に係る国民健康保険の国庫負担金等の減額調整措置の見直しなどが今後の検討課題とされています。

全国の自治体では、以前から、地方単独事業として子ども等の医療費助成制度の拡充などに取り組む事例が多く見られ、本市においても、福祉医療制度の対象者の拡大に努めてきたところです。

こうした状況の中で、多くの自治体で取り組んでいる子ども等の医療費助成制度など、地方単独事業の医療費助成制度に対して、国民健康保険の国庫負担金等の減額調整措置の見直しが求められるところです。

よって、国におかれては、下記の事項について速やかに講じられるよう強く要望し、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

記

- 1 人口減少という直面する大きな課題に対し、いわゆる地方創生の取組が進む中、子ども等の医療費助成制度など、地方単独事業に係る国民健康保険の国庫負担金等の減額調整措置の在り方について、速やかに検討の場を設け、結論を出すこと。
- 2 検討に当たっては、少子高齢化が進行する中、子育て支援、地方創生、地域包括ケア等の幅広い観点から実効性ある施策を推進することが必要であり、そうした観点から子ども等に係る医療の支援策を総合的に検討すること。

平成 27 年 6 月 29 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
財 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣
宛

長野市議会議長 高野正晴